五　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十三条第一項前段において準用する民事訴訟法第二百五条第二項　同項の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録

六　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項　同項の規定による意見の陳述

七　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項　同項の電磁的記録の提出

八　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第二項　同項の電磁的記録の提出又は送付

2　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（特例手数料還付事件に関する電子裁判書）

第十一条　特例手数料還付事件に関する決定又は命令をした裁判官が電子裁判書を作成するときは、当該電子裁判書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子裁判書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

2　合議体の裁判官が電子裁判書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立つて、当該電子裁判書にその事由を記録しなければならない。

3　特例手数料還付事件に関する決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を特例手数料還付事件の記録上明らかにしなければならない。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等）

第十二条　特例手数料還付事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、特例手数料還付事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項から第三項までの規定を準用する。　［新設］

（法人の代表者等への準用）

第十三条　特例手数料還付事件の手続における法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則の規定及び附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。　［新設］

2　当事者が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該当事者は、前項において準用する前条において準用する民事訴訟規則第十五条第一項の証明に必要な情報として、当該登記簿に記録されている事項をファイルに記録したものとみなす。

3　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。